

新潟市秋葉区農業委員会 6 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 29 年 6 月 30 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 40 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (15 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子

4 欠席委員

16 番 柏木 宏

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

9 番 鈴木 儀一

10 番 笠原 綱生

第 2 議事

議案第 10 号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第 11 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について

議案第 12 号 農地利用集積円滑化事業規程の決定について

議案第 13 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第4条転用届出に関する受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	笹川 純衛
農政振興係長	白川 文夫

佐藤事務局長	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成29年度6月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、16番柏木委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長（小倉会長）	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので9番・鈴木委員、10番・笠原委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。

議長 議案第 10 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長) 議案書 1 ページ、議案第 10 号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、をご覧ください。
新津地区の売買が 2 件であります。
以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。
2 ページをご覧ください。
新潟市農用地利用集積計画の公告について、依頼案でございます。
農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、平成 29 年 7 月 14 日となります。
3 ページには地区別実績表を添付いたしました。
以上です。

議長 ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 10 号は原案のとおり決定しました。

議長 それでは次に移ります。
議案第 11 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(笹川副主幹)

それではこれより本案件の説明をいたします。

議案書の4ページから説明いたします。

議案11号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明いたします。

議案書、番号1です。

川口地区で、田1筆、約13アールを資材置き場及び露天駐車場にするための転用許可申請です。

申請地は水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道区域に位置し、概ね500m以内にさつき野保育園及びほしの医院があることから第3種農地に該当し、許可相当と判断される土地です。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

番号2です。

覚路津地区で、畑2筆、約2アールを個人住宅及び農舎敷地として利用するための申請です。

現在、申請地の一部を当時農地法のことを良く知らずに無許可で個人住宅を建設し使用していたため、始末書付の転用許可申請になっています。

申請地は、10ha以上の広がりのある良好な営農条件を備えた農地であることから第1種農地に該当し、原則許可することはできませんが、既存施設の面積の2分の1を超えない拡張であることから、許可相当と判断されます。

申請地は、市街化調整区域の農振農用地区域外の農地です。

なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、農地部会に付されております。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会報告をいたします。

調査年月日は、平成29年6月27日です。

付託件数は、農地法第4条許可申請、委員会処分決定が2件、農地法第3条許可申請の意見照会が1件であります。

農地法第4条許可申請に関する委員会処分決定について、議案書4ページ1番です。

資材置き場及び露天駐車場の案件で、転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者よりこの度の申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、自分は農業用育苗焼土の製造をしているが、最盛期になると製品の置き場がなく困っていたので転用したい旨の話でありました。

次に、農地部会長の私から、現地確認をしており畑の境界も確認できるが、申請書の中に社員用駐車場とあるけれど会社と離れているのではないかと聞いたところ、自家用にも使いたいと言っていました。

最後に私から、許可になりましたら申請どおり転用するよう言っておきました。

転用者の代理人、了解しました。

議案書4ページ2番、個人住宅及び農舎敷地の案件です。

転用者の代理人より事情聴取しました。

まず、転用者の代理人よりこのたびの申請に至った理由について説明してもらいました。

それによりますと、先代が昭和58年頃農地法の許可をとらずに建物をたててしまったため、今回、改めて申請を出したと言っていました。

次に、農地部会長の私から現地確認をしており、住宅の基礎が違ふと尋ねたところ、増築した時があり、その時もわからないまま現在に至ったと言っていました。

最後に、私から許可になりましたら申請どおり転用するよう言っておきました。

転用者の代理人、了解しました。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 11 号は、原案どおり決定しました。

議長 それでは、次に移ります。
議案第 12 号、農地利用集積円滑化事業規程の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案書 5 ページをお願いします。
(山田次長) 議案第 12 号、農地利用集積円滑化事業規程の決定についてご説明します。

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項の規定に基づき、新潟市農業協同組合と新潟南蒲農業協同組合が農地利用集積円滑化事業規程の一部を変更するにあたり、次のとおり提案いたします。

資料 2 と併せてご覧ください。

秋葉区農業委員会管内の農地利用集積円滑化事業の事業実施者は新潟市農業協同組合以下記載の五団体となっていますが、このたび、同円滑化事業の事業実施者である、新潟市農業協同組合と新潟南蒲農業協同組合から農業委員会等に関する法律の改正に伴う名称変更のため、新潟市に対し農地利用集積円滑化事業規程の変更承認の申請がございました。

農業経営基盤強化促進法第 11 条の 11 第 4 項で、市町村は農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認しようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならないこととなっています。この規定により、新潟市は 2 団体の同事業規程に農地売買等事業に関する事項が定められていることから、農業委員会の決定について照会してきたものであります。

ご案内のとおり、新潟みらい農協、新津さつき農協、越後中央農協の3団体については、すでに先月の総会で規程の変更を決定しておりますので、残る2団体について、今回、決定の承認をお願いするものでございます。

資料2の2ページは、円滑化事業規程の決定に関して市から各農業委員会への照会文で、新潟市農協のものです。

3ページは、規程の変更に関する新旧対照表です。

第4条、第11条で、「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に、「県農業会議」が「県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に名称変更されています。

4ページは、農業委員会から市長への回答です。5ページは、農協から新潟市長あての変更承認申請です。

次の、6ページ以降は、変更後の円滑化事業規程であります。

14ページ資料3は、同じく新潟南蒲農協の規定の変更承認です。

基本的に内容は一緒ですが、15ページの新旧対照表をご覧くださいと分かりますが、今回南蒲農協では、農地保有合理化法人から農地中間管理機構への名称変更を落としていたとのことでした。この部分については、後日、再度変更承認をお願いするとのことでした。

その他の添付資料については、資料2で説明したものと同様ですので、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局説明のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので議案第 12 号は原案のとおり決定しました。

議長 次に、追加議案の
議案第 13 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、追加議案書の 1 ページをお願いします。
(笹川副主幹) 議案第 13 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について
であります。
追加議案書、1 ページ、番号 1 です。
満願寺地区におきまして、譲受人が畑 1 筆、約 3 アールを贈与に
より取得し耕作するものです。
申請理由は、譲受人からの強い要望によるものです。
譲受人の経営面積は、約 278 アールです。
申請農地は、市街化調整区域内にある農振農用地区域外の農地で
す。なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
贈与ですので、10 アール当たりの対価はありません。
また、農地部会に付されております。
以上、この申請については農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、
許可要件の全てを満たしております。
以上です。

議長 ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありません
か。

(質問、意見なし)

議長 皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部
会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしてい
ただきます。

農地部会長 農地法第 3 条許可申請に関する意見照会について、追加議案書 1
ページ 1 番です。
贈与の案件で、譲受人より事情聴取しました。
まず、譲受人よりこのたびの申請に至った理由について説明して
もらいました。
それによりますと、先代が口約束していたもののそのままになり、

今回の申請になったとのことですが。

譲渡人も、代が変わりはっきりさせたいとの希望があるためといっていました。

次に、農地部会長の私から現地確認をしており、特に問題はないと伝えました。

譲受人、了解しました。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第13号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

農地の転用事実に関する照会書について、

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、

農地法第4条転用届出に関する受理について、

農地法第5条転用届出に関する受理について、

一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

(笹川副主幹)

6ページをお願いいたします。

報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてであります。法務局からの照会で農地として1件、非農地として1件、回答いたしました。

7ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてであります。

記載のとおりの内容で6件受理いたしました。

8ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第4条転用届出に関する受理についてであります。記載のとおりの内容で1件受理いたしました。

9ページをお願いいたします。

報告事項、農地法第5条転用届出に関する受理についてであります。記載のとおりの内容で5件受理いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで平成29年度6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 鈴 木 儀 一

署名委員 笠 原 綱 生